

## 秋田県金属鋳業研修技術センター本館清掃業務 特記仕様書

秋田県金属鋳業研修技術センター本館清掃業務における作業内容は、原則として以下のとおりとする。

### 1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、毎週火・水・木・金（祝日及び閉庁日  
令和8年12月29日から令和9年1月3日）及び発注者が指定した日を除く。）とする。

### 2 委託時間

#### ①日常清掃

午前7時30分から午前10時30分までとする。ただし、作業状況においては3時間の範囲で変更できる。

#### ②床洗浄ワックス塗布・カーペットクリーニング窓ガラス清掃 委託者と協議して決める

### 3 清掃範囲等

#### ①日常清掃

清掃範囲及び実施日は、5の①とおりとし、委託者は、使用状況により契約の範囲内で実施日の変更を指示することができる。

#### ②床洗浄ワックス塗布・カーペットクリーニング窓ガラス清掃 清掃範囲は、5の②のおりとし、実施日は委託者と協議して決めること。

### 4 清掃業務の内容

#### ①日常清掃 指定された清掃箇所の清掃を行うこととする。

##### (1) 床の日常清掃

- ① 床の除塵及び硬質床のモップ掛け
- ② トイレの水モップ掛け及びブラシ掛け
- ③ 清掃終了後のゴミの廃棄

##### (2) 床以外の日常清掃

- ① テーブル・手すり等の雑巾掛け
- ② 窓等埃の着きやすい箇所の埃取り
- ③ トイレの陶器洗浄、鏡及び洗面台拭き、汚物処理
- ④ 清掃終了後のゴミの廃棄、資源ゴミ等の分別・処理

##### (3) 留意事項

時間的余裕が生じた場合は自己の判断において、その他清掃等作業を行う。ただし、上記内容は、作業員において判断できることとする。

#### ②床洗浄ワックス塗布・カーペットクリーニング窓ガラス清掃 次の作業を委託期間中に1回行うこととする。

##### (1) 本館の床部の洗浄及び剥離洗浄

(剥離洗浄の清掃箇所は1階交流・展示ホールのみ)

- (2) 本館の床部のワックス掛け及び仕上げ
- (3) 本館のタイルカーペットのクリーニング
- (4) 本館の内側、外側の窓ガラス清掃
- (5) 清掃終了後のゴミの廃棄

5 清掃範囲等

清掃範囲は、次のとおりとする。

① 日常清掃

清掃箇所／清掃頻度	床の日常清掃					床以外の日常清掃				
	火曜	水曜	木曜	金曜	日数	火曜	水曜	木曜	金曜	日数
① 1階交流・展示ホール・風除室	○	○	○	○	196	○		○		97
② 2階ホール（談話室）	○					○		○		97
③ 1階廊下	○	○	○	○	196					
④ 1階トイレ・洗面所	○	○	○	○	196	○	○	○	○	196
⑤ 2階トイレ・洗面所	○	○	○	○	196	○	○	○	○	196
⑥ 階段	○		○		97	○		○		97
⑦ 2階廊下	○		○		97					
⑧ 2階ホール（談話室）	○		○		97					
⑨ 1階事務室	○		○		97					
⑩ 1階研究室1・2	○		○		97					
⑪ 2階会議室・研修室	○		○		97					
⑫ 2階講義室A・B・C・D	○		○		97					

② 床洗浄ワックス塗布・カーペットクリーニング窓ガラス清掃

(1) 床洗浄ワックス塗布・カーペットクリーニング清掃範囲

清掃箇所	材質	面積
① 1階交流・展示ホール ② 1階廊下・階段 ③ 2階廊下・ホール（談話室）	長尺塩ビシート	319.377㎡
④ 1階事務室	フローリング	105.000㎡
⑤ 2階講義室A・B・C ⑥ 2階会議室 ⑦ 2階研修室	タイルカーペット	208.000㎡

(2) 本館の窓ガラス清掃範囲

清掃箇所	面積
①本館の窓ガラス（内・外） ②玄関風除室及びホール吹き抜けの窓ガラス（内・外）	260㎡

6 清掃器具等

①日常清掃

清掃作業における器具及び消耗品等は、委託者より貸与及び支給する。

②床洗浄ワックス塗布・カーペットクリーニング窓ガラス清掃

清掃作業における機器、材料等は受託者の負担とする。

7 光熱水費

清掃作業に使用する電気、水道等は、委託者が負担する。